令和 6年 第4回定例会　第6日目（令和6年12月13日） 少数意見報告

次に、本件については、北山議員外1人から、会議規則第108条第2項の規定に基づき少数意見報告書が提出されております。
提出者の報告を求めます。

◆12番北山議員 千歳市議会会議規則第108条の規定に基づき、令和6年12月3日の厚生環境常任委員会において保留した少数意見を議長に提出しましたので、次のとおり報告いたします。
議案第7号指定管理者の指定について。
該当議案の指定管理選定に際し、今年度から導入された多数決方式にて採決を行ったところ、3者中2者が同数の結果となり、委員の協議により指定管理者となる団体が選定されたが、当団体の指定管理料提示額が落選した一方と比較して2,712万8,431円高額であるにもかかわらず、資料を見る限り両者の具体的なサービスの違いが明確に判断できなかった。
選定委員会における議事要旨によれば、3団体とも当該施設または他市での類似施設による指定管理の実績があり、管理運営能力については、いずれの団体も遜色なく、評価には非常に苦慮したとある。このため、いかにプロポーザル方式を採用しているとはいえ、価格差に相応するサービスの優位性が明確に示されない以上、あえて提示額の高い団体を選定することは、地方自治法第2条第14項並びに地方財政法第4条第1項の趣旨にも反するものである。
また、指定管理者の選定に関しては議決を必須とすることから、その選定結果に関する説明責任は当然議会にも求められるところ。今回提示された資料の限りでは、市民を納得させるだけの妥当性、効率性を確信できない状況にあることから、該当議案については賛同しかねる。
なお、この少数意見報告書の賛成委員は、松隈早織委員です。
以上、報告いたします。
○坂野議長 ただいまから、提出者に対する質疑を行います。

◆11番松倉委員 3回ルールにのっとって、質疑をさせていただきたいと思います。
議案提案後の委員会において、北山委員は、選定について4対4で同点となり協議の結果、約2,700万円以上と提示額が高い団体を選ばれたことについて質疑をされておられますが、行政側からはどのような答弁があり、それに対し、北山委員はどのようにお答えになりましたでしょうか。

◆12番北山議員 今、委員会での質疑及び答弁の内容を説明してくださいということですけれども、今ちょっと手元に議事録も持っておりませんので、具体的にどこまで正確なお答えができるか分かりませんので、それは今ここでは差し控えさせていただきたいと思います。

◆１１番松倉委員　議事録を拝見しましたところ、昨日の答弁、一般質問に対する部長答弁とほぼ同じような答弁が委員会の中でも説明がされていたようでした。

それに対して、北山委員は、この選定委員会の各委員の意見が的外れだというふうには全く思いませんし、それなりに真剣な議論をした上でこういう結論を導き出したということについては敬意を持って受け止めておりますという回答をされておられました。

私たちも、選定委員会の中でかなり時間をかけて合議を目指し丁寧な協議を重ねて、約2,700万円高い価格であっても、職員等の人数を確保し市民に対し安定したサービス、また、その継続性が評価をされて指定管理者にふさわしいと判断されたことは納得しているところであります。

北山委員のそのときのお答えを聞いておりますと、選定された指定管理者に対してではなく、指定管理者の選定基準に対しての不服があるというふうにお見受けいたしますが、そこはいかがでしょうか。

◆１２番北山議員　まず、誤解のないように申し上げておかなければいけないのは、今、松倉議員から御指摘がありましたように、私は、今回、候補者として指定されました東洋実業社、こちらを指定管理者として不適格だとも、もう一つの４票を獲得したB者のほうを選定すべきだということも申し上げてはおりません。

この指定管理者制度は基本的に公の施設の管理に民間の能力を活用する、それで、目的としては住民サービスの向上と経費の節減等を図るということを目的としておりますので、その前提から申し上げますと、プロポーザル方式で提示額が高い企業、団体を選ぶことはもちろん可能ですけれども、少なくとも、価格差にふさわしいサービスの向上が認められなければこれをよしとすることはできないというふうに私は考えております。

今回の千歳市葬祭場の業務で考えた場合、例えばですけれども、遺体を焼いて骨上げするわけですけれども、その骨上げまでの時間を例えば短縮できますとか、あるいは、遺族の方をおうちまで送迎しますとか、例えばそういう提案があるのであれば、これはサービスの差異になりますので分かりますけれども、これを今回の説明の中ではB者、C者と全部で3者ありましたが、その3者と比較した場合に、明らかにこの選定された事業者が市民サービスの点で優れている、明らかに何らかの違いがあるということは明確には私は感じ取れなかったので、費用対効果を考えた場合に、先ほども言いましたように、効率性、妥当性といった部分で市民の方には説明することができないということで、今回、少数意見報告に立っている、こういうことでございます。

◆１１番松倉委員　人数等々の比較をしたとしても、今回選定された指定管理者は、そういった意味では、安定した継続した事業を進めていけるというところが一番大きく評価された点だったのじゃないかなというふうに思います。

そこを今ここで議論をする必要はないと思いますけれども、そういったところも選定された指定管理者を非としているわけではないのだというふうに思いますので、指定管理者制度については、今後も議論していけばよい話なのじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはい

かがですか。

◆１２番北山議員　私は、今回、会議規則にのっとってこの少数意見報告の建議を講じさせていただいて、こうやってお話をさせていただいていますので、別にこの反対討論をするつもりもないのですけれども、昨日の市長答弁にもございましたけれども、もしこの今回の事業者選定のポイントとなった事業の安定性とか継続性、こういったことをもし最重視するのであれば、先ほど言った指定管理者のやはり民間のノウハウを使って市民サービスを向上させるこの観点からずれていると。そちらの継続性とか安定性を重視するのであれば、これは業務委託契約に戻すのが本筋であって、これは、私は過去に在宅福祉総合センターの選定のときにも同じようなことを申し上げていますけれども、サービスがころころ変わるようなことがあっては困る、それで途中で辞められたりしては困る、そういう施設については指定管理にそぐわないのではないかと。このような観点から、今回もこれに関しては異を唱えさせていただいたところであります。
以上です。

○坂野議長　ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○坂野議長　ほかに御発言がなければ、これで提出案に対する質疑を終わります。
○坂野議長　ただいまから、採決を行います。
議案第7号指定管理者の指定についての厚生環境常任委員長の報告は原案可決であります。
お諮りいたします。この議案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者、起立〕

○坂野議長　起立多数であります。
よって、この議案は委員長報告のとおり決定いたしました。